基本的な考え方（補足）令和５年度　　R5.6.21 改訂版

○令和５年５月８日付け厚生労働省医政局医療経理室他連名通知「令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するＱ＆Ａ（第２版）」、令和５年６月 20 日付け「同通知（第４版）」が発出された中で、いわゆる「みなし重点医療機関」に係る補助要件等が新たに示されたことから、道においても、この内容に沿って、令和５年度における基本的な考え方を整理しました。

○これまでにみなし重点医療機関の対象となった医療機関でも、対応があった場合には対象になりますが、従前の要件や認定内容とは相違が生じ得ますので御了承願います。

1　補助要件

《国通知》新型コロナ患者の受入実績がある医療機関であって、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に入院受入状況等を確実に入力すること

⇒通常の重点医療機関でも受入何床以上という要件はないことから、入院患者から１名以上の感染が判明し、実際に院内で継続的に対応がある場合は対象となり得るものとします。（本来の即応病床の考え方も踏まえ、陽性判明後、翌日転院対応する様な例では対象外として検討します。）

院内感染対応中において、G-MIS に日々の新型コロナ入院患者数（各日 23:59 時点の状況）を入力すること。

※４月１日～５月７日の期間中は入力は必須としません。

※今回通知発出以前に院内感染の対応があった場合でも、少なくとも５月８日以降での対象期間中は入力されていること。

2　補助対象となる病床

《国通知》①院内感染の発生により、陽性患者が入院した病床であり、当該患者が退院した後に病室の閉鎖などの事情により一定期間、空床にする必要がある病床

（みなし重点医療機関における「即応病床」の考え方）

⇒ゾーニング内の陽性患者が入院した病床数＝即応病床数として捉えることを基本。

退院（死亡、転院含む）当日は入院ありでカウントする。

加えて、ゾーニング内の陽性患者が退院（死亡、転院含む）した場合は、ゾーニング期間内で、退院日の翌日まで（消毒期間相当）は即応病床として捉え、当該退院の翌日に患者が入っていなければ、即応病床の「空床」としてカウントする。

※昨年度と異なり、ゾーニング内の陽性患者が病室移動・転棟した場合では空床にはカウントしません。

※G-MIS では、各日の 23:59 時点の状況を入力するので、みなし重点医療機関の算定上の入院患者数とは差異が生じることはあり得ます。

《国通知》②院内感染の発生により、病室の閉鎖などの事情により休止せざるを得ない病床（補助上限は①１床に対して１床（ただし、①がICU/HCU病床の場合２床）

（みなし重点医療機関における「休止病床」の考え方）
⇒①による即応病床数×１（ICU/HCU病床の場合×２）を上限に、当日の病棟内の休床数の範囲内で対象とします。（ゾーニング内・外は問わない）
例）　４０床の病棟　全体患者数３５名（うち陽性患者数８名）　全体休床数５床
陽性患者８（＝即応病床数）×１　で補助上限は８床分だが、全体で５床の休床なので、補助対象としては５床分まで。

3　補助対象となる期間

《国通知》院内感染が発生した日から、最後の陽性者がコロナ療養解除となった日（上限）までの期間とする。

⇒対象の始期は、患者陽性判明日以降であってゾーニングの開始日以降の日から、終期は最終の療養解除日当日までとします。（病棟毎に判断）

※患者の療養期間については、５月以降は医療機関（医師）の判断となりますが、長期になっている場合はその状況について確認を行います。
※原疾患等により、陰性後も入院医療を行う場合は、新型コロナ感染症への入院医療を提供する必要がなくなった日までとなります。

4　施設要件・看護体制

《国通知》施設要件や看護体制は新型コロナウイルス感染症重点医療機関の要件を適用します。

※道の重点医療機関指定要綱における施設要件
・病棟単位またはゾーニング等を行うことでフロアを区切り、新型コロナ患者用の病床確保を行っていること
⇒病棟全体、病棟の一部エリア、病室ごと　でレッドゾーンを設定して対応することで可

・看護体制は専ら新型コロナ患者の対応を行う看護体制（専任）となっていること
⇒ここでいう専任とは、同一日に同一の看護師が複数の病棟で重複して勤務していないことが求められます。（１日の勤務の中で、レッドゾーン内の患者対応とそれ以外の患者を行き来しない）

・院内感染による新型コロナ患者が入院しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること
⇒病床の設備・機能的に整っているかどうか。
（実際に酸素投与の治療を行ったかどうかは問わない）

※４月１日～５月７日の期間中は必須の要件としません。
※５月８日以降は対象とするうえで必要な要件となるので、調書上で病棟・病室ごとの状況を確認します。

5　補助単価（1 日・１床あたり）

区分	R5.4.1～R5.5.7	R5.5.8～R5.9.30
ＩＣＵ	301,000 円	151,000 円
ＨＣＵ	211,000 円	106,000 円
その他病床	71,000 円	36,000 円
療養病床の場合	16,000 円	16,000 円

・陽性患者を受入れることで生じる病棟・病室内の「空床」･「休止病床」が補助対象となります。
・療養病床の病棟である場合、「空床」･「休止病床」の補助単価は 16,000 円の適用となります。

6　もともと確保病床のある医療機関の扱いについて

・「重点医療機関」や「その他受入医療機関」としてもともと確保病床を有している場合でも、確保病床では対応ができず、別病棟で陽性患者の対応を行う場合、当該別病棟をみなし重点医療機関の対象とすることは可能です。
・ただし、院内感染によって確保病床での外部からの患者受入れを一時的に休止するといった場合には、もともとの確保病床に対する病床確保料は申請できませんので留意願います。

7　４月１日～５月７日と、５月８日以降の取扱いについて

・５月８日以降の補助単価が変わることについては５番のとおり。
・前述の各要件のうち、４月１日～５月７日までの期間中においては、
　・１番の G-MIS 入力
　・４番の施設要件、看護体制
については、必須項目とはしないこととします。

8　参考例

例）10 床の病棟（一般病床）

6/1～6/4 の 201～203、6/5 の 201 号室がレッドゾーン　　●陽性患者　○一般患者

		6/1	6/2	6/3	6/4	6/5
201 号室	①	**●患者 A**	**●A** 退院日	＜空床＞	**●患者 H**	**●患者 H**
	②	**●患者 B**	（休床）	（休床）	（休床）	（休床）
	③	**●患者 C**	**●患者 C**	**●患者 C**	**●患者 C**	（休床）
	④	**●患者 D**	**●患者 D**	**●患者 D**	**●患者 D**	**●患者 D**
202 号室	⑤	○患者 E	**●患者 E**	**●E** 死亡日	＜空床＞	（休床）
203 号室	⑥	（休床）	◀**●患者 B**	転棟（休床）	（休床）	（休床）
205 号室	⑦	○患者 F	○患者 F	○患者 F	○患者 F	○患者 F
	⑧	○患者 G	○患者 G	○患者 G	○G 退院日	（休床）
	⑨	（休床）	（休床）	（休床）	（休床）	◀○患者 C
	⑩	（休床）	（休床）	（休床）	（休床）	（休床）
全体患者数		7	7	5	5	4
全体休床数		3	3	5	5	6
即応病床数		4①②③④	5①③④⑤⑥	4①③④⑤	4①③④⑤	2①④
補助対象(空床) 補助対象(休床)		0 3⑥⑨⑩	0 3②⑨⑩	1① 4②⑥⑨⑩	1⑤ 4②⑥⑨⑩	0 2 ②③⑤⑥⑧⑩ のうち２床分迄

※延べ空床 2・延べ休止病床 16　　×@36,000　＝　補助基準額 648,000 円